

※必ず医療機関を受診の上、保護者が記入する

登所(園)届【A】		
施設長 様		
子どもの氏名 _____		
感染症名 「 _____ 」 (医療機関名) _____	において、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登所(園)します。	
診断を受けた受診日	:	年 月 日
登所(園)可能と判断された日	:	年 月 日
(登所(園)可能日	:	年 月 日 )
年 月 日		保護者氏名 _____

※保護者の皆さまへ

保育所(園)・幼稚(保)園・認定こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。

下記の感染症については、**必ずかかりつけ医を受診し、集団生活が可能なたと判断を受けてから**、本登所(園)届を保護者が記入して提出をお願いします。

<出席停止を要する病気(学校保健安全法施行規則第19条)>

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1~2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
しんがた 新型コロナウイルス感染症	発症後3日間は感染症のウイルス排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少する。	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過していること

参考:厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」

## インフルエンザ出席停止期間早見表(乳幼児版)

インフルエンザによる出席停止期間の基準は学校保健安全法施行規則の一部改正により、平成24年4月1日から以下のようになっています。

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで(乳幼児の場合)

「本人の記録」欄に日付とお子さんの最高体温を記入し、提出してください。

		発症日	発症後5日を経過								
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
本人の記録	日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	最高体温	度分	度分	度分	度分	度分	度分	度分	度分	度分	度分
1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	発症後5日目	発症後6日目			
	出席停止	→					出席可能				
2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	発症後6日目			
	出席停止	→					出席可能				
3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目			
	出席停止	→					出席可能				
4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目		
	出席停止	→					出席可能				
5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	
	出席停止	→					出席可能				

※発症後4日目以降に解熱した場合は、解熱日によって出席停止期間は延長されます。

※「発症」：「発熱」を目安とします。

※「発熱」：体温が37.5℃以上となったとき

※「解熱」：1日の間で、体温が37.5℃以上になることがなくなったとき

## 新型コロナウイルス感染症出席停止期間早見表

新型コロナウイルス感染症による出席停止期間の基準は、  
令和5年5月8日から以下のようになっています。

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

「本人の記録」欄に日付とお子さんの最高体温を記入し、提出してください。

		発症日	発症後5日を経過								
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
本人の記録	日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	最高体温	度分	度分	度分	度分	度分	度分	度分	度分	度分	度分
1	無症状	検体採取	無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	登園可能			
	出席停止	→					出席可能				
1	発症後1日目に軽快した場合	発熱	解熱・軽快	軽快	軽快	軽快	軽快	発症後6日目			
	出席停止	→					出席可能				
2	発症後2日目に軽快した場合	発熱	発熱	解熱・軽快	軽快	軽快	軽快	発症後6日目			
	出席停止	→					出席可能				
3	発症後3日目に軽快した場合	発熱	発熱	発熱	解熱・軽快	軽快	軽快	発症後6日目			
	出席停止	→					出席可能				
4	発症後4日目に軽快した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱・軽快	軽快	発症後6日目			
	出席停止	→					出席可能				
5	発症後5日目に軽快した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱・軽快	軽快	発症後7日目		
	出席停止	→					出席可能				
6	発症後6日目に軽快した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱・軽快	軽快	発症後8日目	
	出席停止	→					出席可能				

※発症後5日目以降に解熱した場合は、解熱日によって出席停止期間は延長されます。

※「発症」：「発熱」を目安とします。

※「発熱」：体温が37.5℃以上となったとき

※「解熱」：1日の間で、体温が37.5℃以上になることがなくなったとき

※「軽快」：解熱剤を使わずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳や息苦しさ等）が改善傾向にある状態

## 登所(園)届【B】

施設長 様

子どもの氏名

感染症名 「 \_\_\_\_\_ 」

上記の病気について、 年 月 日 (医療機関名) \_\_\_\_\_ を受診し、  
 診断を受けました。療養の結果、 年 月 日に病状が回復し、集団生活に支障がない状態  
 と判断しましたので登所(園)します。

年 月 日

保護者氏名

### ※保護者の皆さまへ

保育所(園)・幼稚(保)園・認定こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。下記の感染症については登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登所(園)届の提出をお願いします。

なお、感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が、集団生活が可能な状態となってからの登園であるようご配慮ください。

### < 医師の診断を受け、保護者が登所(園)届を記入することが考えられる感染症 >

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間 (量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているため注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態がよいこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

参考:厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」